第８２号議案

品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

　令和７年６月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例

　目次

　　第１章　総則（第１条－第２０条）

　　第２章　乳児等通園支援事業

　　　第１節　通則（第２１条）

　　　第２節　一般型乳児等通園支援事業（第２２条－第２５条）

　　　第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第２６条・第２７条）

　　第３章　雑則（第２８条・第２９条）

　　付則

　　　　第１章　総則

　（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第３条　最低基準は、区長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳児または幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳児または幼児への遊びおよび生活の場の提供ならびにその保護者への面談および当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

　（最低基準の向上）

第４条　区長は、品川区児童福祉審議会条例（令和６年品川区条例第３３号）第１条に規定する品川区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

２　区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第５条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第６条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流および連携を図り、利用乳幼児の保護者および地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第７条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難および消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第９条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識および技能の向上等）

第１１条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準）

第１２条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第１３条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第１４条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第１６条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第１７条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　乳児等通園支援事業の目的および運営の方針

⑵　提供する乳児等通園支援の内容

⑶　職員の職種、員数および職務の内容

⑷　乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに乳児等通園支援の提供を行わない日

⑸　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額

⑹　乳児および幼児の区分ごとの利用定員

⑺　乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項ならびに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

⑾　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第１８条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支および利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１９条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第２０条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

　　　　第２章　乳児等通園支援事業

　　　　　第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第２１条　乳児等通園支援事業は、次のように区分する。

⑴　一般型乳児等通園支援事業　乳児等通園支援事業であって次号に定めるものに該当しないもの

⑵　余裕活用型乳児等通園支援事業　保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業

　　　　　第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第２２条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　乳児または満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室またはほふく室および便所を設けること。

⑵　乳児室およびほふく室の面積は、乳児または前号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

⑶　乳児室またはほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

⑷　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室または遊戯室および便所を設けること。

⑸　保育室または遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上であること。

⑹　保育室または遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

⑺　乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア、イおよびカに掲げる要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物または同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が１以上設けられていること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階 | 区分 | 施設または設備 |
| ２階 | 常用 | １　屋内階段２　屋外階段 |
|  | 避難用 | １　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号または同条第３項各号に規定する構造の屋内階段２　待避上有効なバルコニー３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備４　屋外階段 |
| ３階 | 常用 | １　建築基準法施行令第１２３条第１項各号または同条第３項各号に規定する構造の屋内階段２　屋外階段 |
|  | 避難用 | １　建築基準法施行令第１２３条第１項各号または同条第３項各号に規定する構造の屋内階段２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備３　屋外階段 |
| ４階以上の階 | 常用 | １　建築基準法施行令第１２３条第１項各号または同条第３項各号に規定する構造の屋内階段２　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段 |
|  | 避難用 | １　建築基準法施行令第１２３条第１項各号または同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定す |
|  |  | る構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号および第１０号を満たすものとする。）２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路３　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段 |
|  |  |

ウ　イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入し、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第２３条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、規則で定める数以上とし、そのうち３分の２以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき２人を下回ることはできない。

３　乳児等通園支援従事者は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、規則で定める場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

（乳児等通園支援の内容）

第２４条　一般型乳児等通園支援事業を行う者（次条において「一般型乳児等通園支援事業者」という。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児およびその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援事業を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第２５条　一般型乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

　　　　　第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備および職員の基準）

第２６条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備および職員の基準は、次の各号に掲げる施設または事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所　品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（令和６年品川区条例第３２号）（保育所に係るものに限る。）

⑵　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和６年品川区条例第３５号）

⑶　幼保連携型認定こども園　品川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例（令和６年品川区条例第３４号）

⑷　家庭的保育事業等を行う事業所　品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成２６年品川区条例第２４号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２７条　第２４条および第２５条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第２４条中「一般型乳児等通園支援事業」を「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、「一般型乳児等通園支援事業者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業者」とし、第２５条中「一般型乳児等通園支援事業者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業者」と読み替えるものとする。

　　　　第３章　雑則

（電磁的記録）

第２８条　乳児等通園支援事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第２９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

　　　付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）乳児等通園支援事業の設備および運営の基準を定める必要がある。